

議案第 36 号

ひたちなか市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例制定について

ひたちなか市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 27 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

平成 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

ひたちなか市職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成14年条例第45号）
の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか，同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は，規則で定める。

付 則

この条例は，平成31年4月1日から施行する。

ひたちなか市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

旧	新	備考
<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第7条 任命権者は、市長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあっては、労働基準監督署長）の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務を命ずることができる。</p> <p>2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務を命ずることができる。</p>	<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第7条 任命権者は、市長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあっては、労働基準監督署長）の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務を命ずることができる。</p> <p>2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務を命ずることができる。</p> <p><u>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	